

令和 7 年度
新宿中央公園芝生広場における交流拠点施設整備
事業に係る事業評価結果

令和 8 年 9 月
新宿区

目 次

1	事業評価の目的	P 1
2	評価対象施設の概要	P 2
3	評価の概要	P 3
4	評価結果	
(1)	評価点	P 4
(2)	各評価項目に関する評価結果と所見	
ア	認定公募設置等計画に記載している目標・提案等の達成状況等	P 5
イ	基本協定に基づく安全対策、維持管理、法令遵守の状況	P 8
(3)	総合評価	P 10

参考資料

- 1 新宿中央公園芝生広場における交流拠点施設整備事業に係る事業評価に関する要綱
- 2 委員評価シート

1 事業評価の目的

新宿中央公園は、新宿区立公園で最大の広さがあり、東京を象徴する高層ビル群の中のオアシスとなっています。かつて淀橋浄水場だった場所に、昭和43年に都立公園として開園し、昭和50年に東京都から移管され現在に至っています。

平成29年、都市公園法の改正により、民間資金を活用した飲食店等の設置や、その収益による園路、広場等の整備・改修を一体的に行う公募設置管理制度（Park-PFI）が創設されました。区では、新宿中央公園の魅力向上を図ることで、街の魅力を高め、さらに新宿区全体の魅力や価値を高めていくため、平成29年9月に、公園づくりの基本的な計画となる「新宿中央公園魅力向上推進プラン」を策定しました。本プランの施策の一つとして、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図るため、新宿中央公園においてPark-PFI制度を活用していくこととしました。

平成30年9月、公園の魅力を向上させ、周辺地域が活性化する起爆剤となる施設を導入することを目的とし、民間事業者のアイデア、ノウハウの公募を行い、審査の結果、カフェ、レストラン、アウトドアフィットネスクラブを設置する計画を提案した㈱新都市ライフホールディングスを事業者として選定しました。令和2年7月16日、開放的な空間で食事やフィットネスが楽しめ、公園の新たな賑わいを創出する交流拠点施設がオープンしました。事業者との協定期間は平成30年度から令和20年度までの20年間とし、事業者が行う整備、管理運営は区と事業者が締結した基本協定書によることとしています。区では、事業者が行った令和7年度の事業の内容について、認定した公募設置等計画や基本協定書に基づき、適正であったかを検証し、今後の事業改善・新たな展開に反映してもらうため、事業評価を実施しました。

2 評価対象施設の概要

(1) 施設名称

S H U K N O V A (シュクノバ)

(2) 所在地

新宿区西新宿二丁目 1 1 番 5 号

(3) 敷地面積

1, 3 5 8 m²

(4) 公募対象公園施設の水平投影面積

5 6 0 m²

(5) 開設年月日

令和 2 年 7 月 1 6 日

(6) 主な施設

ア 公募対象公園施設

カフェ、レストラン、アウトドアフィットネスクラブ

床面積合計 7 6 0 m²

イ 特定公園施設

えんがわテラス、みはらしテラス、防災倉庫、昇降機・ホール、階段

対象面積の合計 1, 0 1 5 m²

(7) 事業者

所在地 東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号 新宿アイランドタワー28 階

名 称 株式会社新都市ライフホールディングス

(8) 協定期間

平成 3 1 年 3 月 2 8 日から令和 2 1 年 3 月 3 1 日まで (2 0 年間)

(9) 土地の使用料

2, 2 2 0 円 / m² ・ 月

3 評価の概要

評価は、「新宿中央公園芝生広場における交流拠点施設整備事業に係る事業評価に関する要綱」に基づき行いました。

(1) 開催日時

令和 8 年 7 月 3 0 日（木）午前 9 時 3 0 分から 1 1 時 2 0 分まで

(2) 開催場所

新宿区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

(3) 評価委員会

ア 名称

新宿中央公園交流拠点施設整備事業評価委員会

イ 構成

外部有識者委員 1 名、内部委員 4 名

ウ 評価委員

委員長 山本 清龍 （東京大学大学院農学生命科学研究科准教授）

委 員 大森 元気 （総合政策部行政管理課長）

委 員 西村 順一 （地域振興部角筈特別出張所長）

委 員 木内 盛雅 （みどり土木部土木管理課長）

委 員 女川 洋一 （みどり土木部みどり公園課長）

(4) 当日出席者

5 名

(5) 評価の対象年度

令和 7 年度

(6) 評価の項目

ア 認定公募設置等計画に記載している目標・提案等の達成状況等

イ 基本協定に基づく安全対策、維持管理、法令遵守の状況

(7) 評価の方法

評価委員会は、事業者から提出された令和 7 年度事業報告書等及び事業者へのヒアリングにより、評価を行いました。

4 評価結果

(1) 評価点

評価の項目		評価点
認定公募設置等計画	1 交流を生む場づくり等に関する事項	2. 8
	2 集客数の達成に関する事項	2. 8
	3 イベントの実施に関する事項	3. 4
	4 地域貢献の実施等に関する事項	2. 4
	5 災害対策の実施等に関する事項	2. 4
	6 指定管理者、地域住民との連携に関する事項	3. 0
	7 収支に関する事項	2. 6
基本協定	1 安全対策の実施状況	2. 4
	2 特定公園施設、公募対象公園施設の維持管理状況	2. 2
	3 法令の遵守状況	2. 2
総合評価		3. 0
全体評価		3 良

● 各評価点の説明

- 4 優良 : 計画以上であり、かつ特に評価できる点がある。引き続き実施することを期待する。
- 3 良 : 計画以上である。引き続き実施することを期待する。
- 2 適当 : 計画どおりである。更なるアイデア等の導入を期待する。
- 1 課題あり : 計画未満である。改善を期待する。

● 項目別評価、総合評価に係る評価点の算出方法等

項目別評価及び総合評価は、各委員の評価点の平均としました。

● 全体評価の算出方法等

総合評価の点数を以下の基準により振り分け、区が決定しました。

【総合評価点】	【全体評価】
3.5以上	→ 4 優良
2.5以上 3.5未満	→ 3 良
1.5以上 2.5未満	→ 2 適当
1.0以上 1.5未満	→ 1 課題あり

(2) 各評価項目に関する評価結果と所見

ア 認定公募設置等計画に記載している目標・提案等の達成状況等

1) 「交流を生む場づくり等に関する事項」について

「世界中から訪れる人々の国境を越えた交流を生む^{※1}ボーダーレス、^{※2}シームレスな場づくり」や「外国人をはじめとする観光客のガイドとなるような地域イベント・体験型イベントの情報、地域の史跡・名所・食の情報等を伝えるコーナーの設置」を実施したか、また、その実施結果や効果はどのようなものかについて評価を行いました。

※1 ボーダーレス：「境界が無い」「国境が無い」の意味

※2 シームレス：「継ぎ目がない」「機能やサービスが連携していて利用者にとって快適な状態」の意味

【評価の結果と所見】

交流を生む場づくり等に関する事項については、公募設置等計画及び基本協定書に基づいて適正に行われていると評価します。

- 新宿中央公園を訪れる外国の方、地域の方、ペット連れの方など、多様な人々のニーズに対応し、来園しやすい環境づくりを行っている点が評価できます。
- 施設1階共用部分のチラシラックに、（一社）新宿観光振興協会が発行する「新宿観光マップ」「新宿プラス」に加え、「SHINJUKU MAP & GUIDE」を追加配置したほか、新宿中央公園の指定管理者である新宿中央公園パークアップ共同体やエコギャラリー新宿主催イベントのチラシを配置するなど、西新宿エリア、新宿区内情報の発信の場としての役割を果たしていると考えます。

今後は、施設をより多くの方に知ってもらうため、SNSなどを活用した更なる情報発信についての工夫を期待します。

2) 「集客数の達成に関する事項」について

出店時の目標であった「レストランの集客数 14 万 7 千人」「カフェの集客数 15 万人」「パークスポーツクラブの集客数 4 万 2 千人」の達成状況について、また前年度の集客数と比較してどうであったかについて評価を行いました。

【評価の結果と所見】

集客数の達成に関する事項については、公募設置等計画及び基本協定書に基づいて概ね適正に行われていると評価します。

- レストランは、目標の 14 万 7 千人に対し実績は約 18 万 4 千人で、目標数値を上回る集客を継続できている点は評価できます。混雑対策としてオーダーのデジタル化・会計のセルフ化などの工夫を行うとともに、令和 7 年度は店舗利用客の増加に対応し、トイレ改修（多目的トイレへのベビーベッドの設置及び小便器スペースの増設）を行った点も良い取組みであると考えます。
- カフェは、目標の 15 万人に対し実績は約 27 万 2 千人で、目標数値を大幅に上回りました。気軽にテイクアウトできるという利点を生かし、引き続き立地を生かした運営と季節を感じるメニュー展開によって、集客数を維持することを期待します。
- パークスポーツクラブは、令和 6 年度中に行った令和 7 年 4 月からの運営先変更の告知に伴う会員離れが想定以上であり、目標の 4 万 2 千人に対し実績は約 2 万 1 千人で、目標数値を達成できませんでした。

通常の会員に加え、スポット的にボルダリング体験等による利用者の拡大を図っていますが、更に集客数増を図るため、スポット利用者の会員化や地域団体への積極的な周知展開を図るなど、認知度向上に向けた取組みを行うとともに、目標水準の見直しを含めた改善策を検討することが必要と考えます。

3) 「イベントの実施に関する事項」について

「人と人が心を通わせるきっかけとなる定期的なイベント」を実施したか、また、その実施結果や効果はどのようなものかについて評価を行いました。

【評価の結果と所見】

イベントの実施に関する事項については、公募設置等計画及び基本協定書に基づいて計画以上かつ適正に行われていると評価します。

- 芝生広場でのパークヨガやパークマルシェなどのイベントに加え、小学生の体験授業、地域の親子に向けたリサイクルやサイエンスを体験する機会を提供するイベントの実施などの取組みが行われている点は、評価できます。
- 引き続き、新宿中央公園の指定管理者や町会等が主催するイベントに協力・参加することにより、地域の人々の SHUKNOVA の認知度を高め、交流拠点としての魅力向上と賑わい創出につなげることを期待します。

- 継続して実施しているパークマルシェ、防災企画展などのイベントが定着しつつあり、新たな交流が生まれてきている点は評価できると考えます。

4) 「地域貢献の実施等に関する事項」について

「カフェ店舗の提案である『地域を元気にするための活動』」、「レストラン店舗の提案である『災害時の対応』」、「パークスポーツクラブの提案である『公園の魅力や来園者数の向上』『公園のイメージ向上』のビジョン」をどのように実施したか、また、その実施結果や効果はどのようなものかについて評価を行いました。

【評価の結果と所見】

地域貢献の実施等に関する事項については、公募設置等計画及び基本協定書に基づいて適正に行われていると評価します。

- 「地域を元気にするための活動」として、ハンディキャップのある方々の職場体験の受入れ、ごみ拾いイベント、「キッズバリスタ」の実施に加え、「手話カフェ」を開催するなど、地域の居場所となる店舗づくりを意識した活動ができていますと考える。

一方、「地域が元気になる」とはどういうことか、事業者としての考え方を明確化していただくことに期待します。

- 災害対応については、店舗の開放や炊き出しなどについて、災害時の的確な行動に向けた日々の取組みと情報共有は重要な取組みであると考えます。
- パークスポーツクラブが実施するパークフィットネスやパークヨガ等は、公園の魅力やイメージの向上に寄与していると考えます。プログラムに加えて実施するイベント等による、公園の更なる魅力向上と会員の集客にも期待します。

5) 「災害対策の実施等に関する事項」について

防災施設の点検や防災訓練による避難通路の確認、AED 訓練や水消火器訓練の実施、大規模災害時について関係者との準備を実施したかについて評価を行いました。

【評価の結果と所見】

災害対策の実施等に関する事項については、公募設置等計画及び基本協定書に基づいて適正に行われていると評価します。

- 年2回行う消防訓練の際に、「雨水貯留施設」「防災倉庫」などの防災設備について説明を行うとともに、使用方法をまとめた防災マニュアルを各店舗に配布することにより、店舗従業員への周知を図っています。
- 同訓練の際に、避難経路の確認、AED 訓練、水消火器訓練、通報訓練を行うことにより、有事の際の動きを確認できていると考えます。

- 地元町会の防災イベントと同時に「防災企画展」を実施することにより、地域防災力の向上に寄与していることは評価できると考えます。

6) 「指定管理者、地域住民との連携に関する事項」について

「指定管理者と連携した園内の放置自転車やゴミの定期的な見回りや回収」「植栽の維持管理を地域ボランティアから協力して頂く等の地域を巻き込んだ公園環境づくり」をどのように実施したか、また、その実施結果、効果はどのようなものかについて評価を行いました。

【評価の結果と所見】

指定管理者、地域住民との連携に関する事項については、公募設置等計画及び基本協定書に基づいて適正に行われていると評価します。

- 区、指定管理者との三者で行っている定期的な会議及び会議後の施設巡回等による課題の共有は、引き続き実施されたい。
- スターバックスコーヒーと連携したごみ拾いイベントは、環境に対する意識付けにも寄与しており評価できます。
- 今後は、公園内の施設や設備を清掃するといった、ごみ拾いではないクリーン活動の実施も検討していただきたい。
- 小学生の体験授業を通じて繋がりのできた地域諸団体と連携を図ったイベント等を実施していることは評価できます。更なる地域団体や住民との連携強化を期待します。

7) 「収支に関する事項」について

評価対象年度の収支は、収支計画書と比較してどうであったかについて評価を行いました。

【評価の結果と所見】

収支に関する事項については、公募設置等計画及び基本協定書に基づいて適正に行われていると評価します。

- 収支の黒字化を達成したことについては、評価できると考えます。この状態が継続するような施設運営を継続していただく一方、パークスポーツクラブ会員数の増に引き続き努めることで、更なる収支改善を図っていただきたい。

イ 基本協定に基づく安全対策、維持管理、法令遵守の状況

1) 「安全対策の実施状況」について

「事故が発生した場合、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故拡大防止対策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を区に報告し、区の指示に従う」ことを適切に実施したかについて評価を行いました。

【評価の結果と所見】

安全対策の実施状況の事項については、公募設置等計画及び基本協定書に基づいて適正に行われていると評価します。

- 令和7年度は大きな事件・事故の発生はありませんでした。今後も、事件・事故が発生した際に備えて、関係者間の連絡体制の確認を適宜実施していただきたい。
- 台風上陸予報の際、同テラスの開放を中止するとともにテーブル等を倉庫へ格納するといった対応は、事故防止対策として適切であると考えます。

2) 「特定公園施設、公募対象公園施設の維持管理状況」について

「特定公園施設維持管理計画書」に記載した年間維持管理計画を適切に実施し、安全確保に努めたかについて評価を行いました。

【評価の結果と所見】

特定公園施設、公募対象公園施設の維持管理状況については、公募設置等計画及び基本協定書に基づいて適正に行われていると評価します。

- 特定公園施設・公募対象公園施設両方において、点検や清掃をはじめとしたメンテナンスを計画どおり適時に実施することで、適正な維持管理が行われていると考えます。

3) 「法令の遵守状況」について

「民間事業者の自己の業務従事者、委託先、その他関係者が関係法令を遵守しているか」を確認及び把握し、適切に遵守させたかについて評価を行いました。

【評価の結果と所見】

法令の遵守状況については、公募設置等計画及び基本協定書に基づいて適正に行われていると評価します。

- 日頃から、社内規定や契約書において法令等の遵守を求めているほか、テナントの店長と定期的な打ち合わせを行うなど、法令への抵触が起きないように適切に確認・把握を行っていると考えます。

(3) 総合評価

新宿中央公園における交流拠点施設としての認知が進み、地域の方だけでなく来街者・外国の方にも利用され、満足いただいているものと考えます。

令和7年度は、指定管理者や地域団体等と連携した様々なイベントに加え、新たに親子向けイベントを実施するなど、賑わいの創出、地域振興への貢献、人々の交流に寄与していることは評価できる点です。パークスポーツクラブについては、今後も集客に向けた取組みに努める必要があると考えます。

これからは、新宿中央公園の魅力向上という面から、利用者数などの量的な成果だけでなく、利用者の快適性といった質的な面にも目を向け、公園を活用する立場として、公園管理者等と連携しながら新たな提案や挑戦を進めるなど、更なる公園の価値向上に繋げることを期待します。

新宿中央公園芝生広場における交流拠点施設整備事業に係る事業評価に関する要綱**(目的)**

第 1 条 この要綱は、新宿中央公園芝生広場における交流拠点施設整備事業の公募設置等に係る基本協定第 5 3 条第 3 項に定める事業評価を実施するにあたり、必要な事項を定めるとともに、Park-PFⅠを活用し、民間事業者のノウハウ・アイデアを導入して交流拠点施設を整備した趣旨を踏まえ、民間事業者に対して、事業評価の結果をフィードバックし、事業の改善・向上を促すことを目的とする。

(評価委員会の設置)

第 2 条 区長は、前条の事業評価を行うため、新宿中央公園交流拠点施設整備事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、年度ごとに設置し、前項の事業評価の終了をもって終了とする。

(組織)

第 3 条 委員会は、区長が委嘱し又は任命する下記の委員をもって組織する。

- (1) 外部有識者委員
 - (2) みどり土木部土木管理課長
 - (3) みどり土木部みどり公園課長
 - (4) 総合政策部行政管理課長
 - (5) 地域振興部角筈特別出張所長
- 2 前項の規定のほか、交流拠点施設の設置・管理を許可した期間の最終年度（2028年度）については、地域関係団体代表者 1 名を加える。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 5 事故等により委員長が出席できない場合、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 6 事故等により委員が出席できない場合、委員長が指名する者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から事業評価の終了までとする。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は区長が招集する。

- 2 委員会は、過半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(評価)

第 6 条 委員会は、交流拠点施設の設置・管理者から提出された事業報告書をもとに、別紙委員評価シートにより、事業評価を実施するものとする。

- 2 前項の事業評価の対象は、事業評価を実施する年度の前年度に係る次に掲げる認定公募設置等計画、基本協定等に関する事項とする。
 - (1) 認定公募設置等計画に記載している目標・提案等の達成状況等
 - ア 交流を生む場づくり等に関する事項
 - イ 集客数の達成に関する事項
 - ウ イベントの実施に関する事項
 - エ 地域貢献の実施等に関する事項
 - オ 災害対策の実施等に関する事項
 - カ 指定管理者、地域住民との連携に関する事項
 - キ 収支に関する事項
 - (2) 基本協定に基づく安全対策、維持管理、法令遵守の状況
 - ア 安全対策の実施状況
 - イ 特定公園施設、公募対象公園施設の維持管理状況
 - ウ 法令の遵守状況
- 3 交流拠点施設の設置・管理者は、第 1 項の事業評価に先立ち、自己評価を実施し、委員会へ報告するものとする。
- 4 委員会は、第 1 項の事業評価を行う際、前項に定める自己評価を当該事業評価の参考資料とする。また必要に応じて、交流拠点施設の設置・管理者に対してヒアリングを実施することができる。

(報告)

第 7 条 委員会は、別紙委員評価シートを作成し、みどり土木部長に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第 8 条 区は、前条の報告後、評価結果をもとに、評価の決定を行い、交流拠点施設の設置・管理者に評価の結果を通知するものとする。

- 2 区は、前項の通知において、必要に応じて、事業に関する創意工夫の向上を促すとともに、改善策の報告を求めることができる。

(委員会の庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、みどり土木部みどり公園課が処理する。

附則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 7 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

新宿中央公園芝生広場における交流拠点施設整備事業に係る事業評価

評価項目	項目別評価点 (1～4で評価)
1 認定公募設置等計画に記載している目標・提案等の達成状況等	
(1) 交流を生む場づくり等に関する事項	
(2) 集客数の達成に関する事項	
(3) イベントの実施に関する事項	
(4) 地域貢献の実施等に関する事項	
(5) 災害対策の実施等に関する事項	
(6) 指定管理者、地域住民との連携に関する事項	
(7) 収支に関する事項	
2 基本協定に基づく安全対策、維持管理、法令遵守の状況	
(1) 安全対策の実施状況	
(2) 特定公園施設、公募対象公園施設の維持管理状況	
(3) 法令の遵守状況	
総合評価点	

1 各評価点の説明

- 「1」（課題あり）：計画未済である。改善を期待する。
「2」（適当）：計画どおりである。更なるアイディア等の導入を期待する。
「3」（良）：計画以上である。引続き実施することを期待する。
「4」（優良）：計画以上であり、かつ特に評価できる点がある。引続き実施することを期待する。

2 項目別評価点について

- (1) 各委員の評価点の合計を、評価を行った委員数で割った平均点とする。
(2) 小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までの数値とする。

3 総合評価点について

- (1) 事務局が、各委員の評価を踏まえ、総合評価点を取りまとめる。
(2) 総合評価点は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までの数値とする。

4 委員会による全体評価点について

全体評価は、以下の基準により、総合評価の取りまとめ評価点から算出する。

総合評価点		委員会による全体評価点
1. 0以上1.5未満	→	「1 課題あり」
1.5以上2.5未満	→	「2 適当」
2.5以上3.5未満	→	「3 良」
3.5以上	→	「4 優良」